

外国人介護人材日本語学習支援補助金

1 外国人介護人材日本語学習支援補助金 Q & A

番号	質問内容	回答
1	どういった費用が対象となりますか。	日本語教師の謝礼、日本語学習の外部委託費又は受講料（サービス利用料に限る。）、日本語学校への交通費（公共交通機関利用分）、日本語学習教材費が対象となります。
2	日本語教室の入学金は対象となりますか。	対象となりません。
3	日本語教室はどこでもよいですか。	どちらでも構いません。外国人介護職員にとって効果的な学習ができる教室を選定してください。
4	この補助金の補助対象の外国人介護職員は、どんな方ですか。	在留資格「技能実習」若しくは「特定技能1号」を有し、申請日時点で市内介護サービス事業所に介護職員として在籍している方で、その介護サービス事業所で介護職員として12か月以上の任期を有する方が対象です。
5	交付申請はいつまでにする必要がありますか。	対象の外国人介護職員が日本語学習を開始するまでに申請し、交付決定をうけてから受講してください。
6	対象の外国人介護職員が3か月以内に退職した場合はどうなりますか。	日本語学習を開始した月から3か月を経過せず、退職した場合は、その外国人介護職員について交付決定を受けている経費分の補助金については、対象外となります。
7	申し込み多数の場合は、どうなりますか。	予算の範囲内で、先着順となります。そのため、年度途中で申請受付を終了する場合があります。